

2024年4月22日

お客さま各位

阪神電気鉄道株式会社

神戸高速線 旅客営業に関する約款の変更について

平素は神戸高速線をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「旅客営業規則」第14条の定めに基づき、下記の通り、旅客営業に関する約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 変更する約款

「旅客営業規則」、「連絡運輸取扱規則」

2. 主な変更理由及び変更箇所

神戸電鉄株式会社における回数乗車券発売終了に伴う改正。

(1) 旅客営業規則

(第127条・第143条)

(2) 連絡運輸取扱規則

(第2条・第25条・第26条・第27条ほか)

※詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

3. 適用開始日

2024(令和6)年5月1日(水)

以上

新旧対照表

現行	改正
<p>旅客営業規則</p>	<p>旅客営業規則</p>
<p>(中略)</p> <p>第2編 旅客営業</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 回数乗車券</p> <p>第1節 回数乗車券の発売</p> <p>(回数乗車券の発売)</p> <p>第127条 旅客が次の各号に該当する場合は、回数乗車券を発売する。</p> <p>(1) 普通回数乗車券 旅客が、しばしば一定した区間を乗車する場合は、11券片の普通回数乗車券を発売する。</p> <p>(2) 時差回数乗車券 旅客が、しばしば一定した区間を平日の発着時刻表により列車を運行する日(以下「平日」という。)の10時から16時までの間及び平日以外の日に乗車する場合は、6券片の時差回数乗車券を発売する。</p> <p>(3) 土・休日割引回数乗車券 旅客が、しばしば一定した区間を平日以外の日に乗車する場合は、7券片の土・休日割引回数乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の規定によって回数乗車券を発売する区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。</p> <p>3 時差回数乗車券及び土・休日割引回数乗車券は、大人用のみを発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(回数乗車券が無効となる場合)</p> <p>第143条 回数乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全券片を無効として回収する。</p> <p>(1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の回数乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。</p> <p>(2) 券面表示事項が不明となった回数乗車券を使用したとき。</p> <p>(3) 第19条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した回数乗車券を使用したとき。</p> <p>(4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した回数乗車券を使用したとき。</p> <p>(5) 券面表示事項若しくは改札機用回数乗車券の券裏面の磁気をぬり消し、又は改変して使用したとき。</p> <p>(6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券、又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。</p> <p>(7) 旅行開始後の回数乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。</p> <p>(8) 次条の規定により、証明書の携帯を必要とする回</p>	<p>(中略)</p> <p>第2編 旅客営業</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 回数乗車券</p> <p>第1節 回数乗車券の発売</p> <p>(回数乗車券の発売)</p> <p>第127条 旅客が、しばしば一定した区間を乗車する場合は、11券片の普通回数乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の規定によって回数乗車券を発売する区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。</p> <p>3 前各項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者旅客運賃割引規則又は知的障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(回数乗車券が無効となる場合)</p> <p>第143条 回数乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全券片を無効として回収する。</p> <p>(1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の回数乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。</p> <p>(2) 券面表示事項が不明となった回数乗車券を使用したとき。</p> <p>(3) 第19条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した回数乗車券を使用したとき。</p> <p>(4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した回数乗車券を使用したとき。</p> <p>(5) 券面表示事項若しくは改札機用回数乗車券の券裏面の磁気をぬり消し、又は改変して使用したとき。</p> <p>(6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券、又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。</p> <p>(7) 旅行開始後の回数乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。</p> <p>(8) 次条の規定により、証明書の携帯を必要とする回</p>

回数乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。

(9) 有効期間を経過した回数乗車券を使用したとき。ただし、入場後に有効期間を経過した回数乗車券を下車しないでそのまま乗車した場合（第 140 条）を除く。

(10) 係員の承諾を得ないで、回数乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(11) 大人が小児用の回数乗車券を使用したとき。ただし、回数乗車券の有効期間中に旅客の年齢が 12 才に達した場合（第 139 条）を除く。

(12) 回数乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

~~(13)~~ その他回数乗車券を、不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した回数乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（以下省略）

回数乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。

(9) 有効期間を経過した回数乗車券を使用したとき。ただし、入場後に有効期間を経過した回数乗車券を下車しないでそのまま乗車した場合（第 140 条）を除く。

(10) 係員の承諾を得ないで、回数乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(11) 大人が小児用の回数乗車券を使用したとき。ただし、回数乗車券の有効期間中に旅客の年齢が 12 才に達した場合（第 139 条）を除く。

(12) 回数乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(13) 時差回数乗車券を鉄道事業法施行規則第 35 条第 1 項に規定する平日の発着時刻で列車を運行する日（以下「平日」という。）の 10 時から 16 時（最初に改札を受ける時間をいう。）以外の間に使用したとき。

(14) 土・休日割引回数乗車券を平日に使用したとき。

(15) その他回数乗車券を、不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した回数乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（以下省略）

現行				
連絡運輸取扱規則				
		1991. 1. 14 制 定 2023. 5. 1 最終改正		
第 1 編 総則 (中略)				
(適用範囲)				
第 2 条 社と旅客との間の、神戸高速線における連絡運輸に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約となる。				
2 連絡運輸における、連絡会社線の運送等の取扱いについては、連絡会社の定めるところによる。				
3 神戸高速線と連絡運輸を行う連絡会社、接続駅、区間及び乗車券の種別は、神戸高速線で発売するもの限り、一時限りの連絡運輸を除いて、次のとおりとする。				
連絡会社	接続駅	区間 神戸高速線	連絡会社線	乗車券種別 第 25 条から 第 27 条 に定める 回数乗車券 の発売駅※ 普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 団体乗車券 湊川駅
阪神	元町	全線各駅 (ただし、 花隈駅及び 阪急神戸三	全線各 駅	

改正				
連絡運輸取扱規則				
		1991. 1. 14 制 定 2024. 5. 1 最終改正		
第 1 編 総則 (中略)				
(適用範囲)				
第 2 条 社と旅客との間の、神戸高速線における連絡運輸に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約となる。				
2 連絡運輸における、連絡会社線の運送等の取扱いについては、連絡会社の定めるところによる。				
3 神戸高速線と連絡運輸を行う連絡会社、接続駅、区間及び乗車券の種別は、神戸高速線で発売するもの限り、一時限りの連絡運輸を除いて、次のとおりとする。				
連絡会社	接続駅	区間 神戸高速線	連絡会社線	乗車券種別 普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 団体乗車券
阪神	元町	全線各駅（ただし、 花隈駅及び 阪急神戸三宮駅 を除く）	全線各駅	
阪急	神戸三宮	全線各駅（ただし、 西元町駅及 び元町駅を除	”	”

		宮 駅 を 除 く)			
阪 急	神 戸 三 宮	全 線 各 駅 (た だ し、 西 元 町 駅 及 び 元 町 駅 を 除 く)	〃	〃	湊 川 駅
神 鉄	湊 川	全 線 各 駅	〃	〃	—
山 陽	西 代	全 線 各 駅	〃	〃	湊 川 駅

※身体障害者旅客運賃割引規則又は知的障害者旅客運賃割引規則を適用する普通回数乗車券は全線各駅で発売する。

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

第 25 条 旅客が、第 2 条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11 券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

~~(時差回数乗車券の発売)~~

~~第 26 条 旅客が、平日の 10 時から 16 時までの間及び平日以外の日に、第 2 条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、大人用に限りて 6 券片の連絡運輸に係る時差回数乗車券を発売する。~~

~~(土・休日割引回数乗車券の発売)~~

~~第 27 条 旅客が、平日以外の日に、第 2 条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、大人用に限りて 7 券片の連絡運輸に係る土・休日割引回数乗車券を発売する。~~

(中略)

別表 4 乗車券の様式

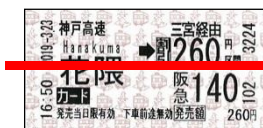
1. 普通乗車券



阪急連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



		<		
神 鉄	湊 川	全 線 各 駅	〃	〃
山 陽	西 代	全 線 各 駅	〃	〃

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

第 25 条 旅客が、第 2 条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11 券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者旅客運賃割引規則又は知的障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第 26 条 削除

第 27 条 削除

(中略)

別表 4 乗車券の様式

1. 普通乗車券



阪急連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



神鉄連絡（花隈駅を除く各駅）



（花隈駅）



神鉄連絡（花隈駅を除く各駅）



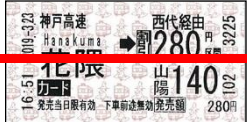
（花隈駅）



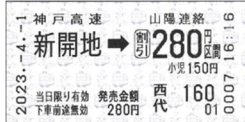
山陽連絡（花隈駅を除く各駅）



（花隈駅）



山陽連絡（花隈駅を除く各駅）



（花隈駅）



2. 定期乗車券

阪神連絡



阪急連絡



2. 定期乗車券

阪神連絡



阪急連絡



神鉄連絡



山陽連絡



神鉄連絡



山陽連絡



（以下省略）

（以下省略）